

4月3日 「控訴審」住民説明会が開催されました

平成27年4月3日、御船町カルチャーセンター視聴覚室にて、3月23日に行われた「竹バイオマス問題住民訴訟」控訴審の住民説明会が開催されました。

竹バイオマス問題をまとめた約30分の映像が流された後、弁護士先生から主に控訴審の内容についてご説明いただきました。

一般常識からあまりにもかけ離れた竹バイオマス事業の実態と、裁判における町の主張に、来場の皆さんから「どうして？」と言う素朴な疑問が多く聞かれました



住民説明会の様子

「平成27年度当初予算案審議」

弁護士日当を削除した修正動議可決！

平成27年度の当初予算案に「竹バイオマス裁判」の弁護士の日当等7万2千円が計上されていました。

本来であれば控訴費用441万円も町が負担すべきではありません。

そのうえ、さらに弁護士日当を町の税金から支出する事など許されません。

良識ある議員の方々により、弁護士日当を除く修正動議が出されて、8対6の賛成多数で可決されました。



新たな弁護士日当に反対し、弁護士費用を削除した修正動議に賛成した議員

井本昭光議員・沖徹信議員・清水聖議員・田端幸治議員・池田浩二議員・藤川博和議員
福永啓議員・増田安至議員

新たな弁護士日当に賛成し、弁護士費用を削除した修正動議に反対した議員

吉村成一議員・佐藤俊明議員・田中隆敏議員・永山和人議員・田上忍議員・山田五郎議員
(病欠)塚本勝紀議員

ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【千ばる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで

竹ん子の会

ニュースレター

No.8
特別号

御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

平成27年3月23日 福岡高等裁判所で裁判(控訴審) がはじまりました

春の訪れを感じる晴天の日に、約50名の支援者が大型バスに乗り込み、福岡高等裁判所へと向かいました。裁判では原告を代表して意見陳述を行うことができました。(意見陳述の内容については事務局までお問い合わせください)

熊本地方裁判所での判決は、「町が竹資源開発(株)に支出した約1億円については、山本町長の違法行為により町に損害が生じたとして「山本氏個人が町に返すべきである」と断罪しました。

私たちは、約3億円の支出について山本町長の責任を求める訴えを起していました。熊本地裁での判決を受け入れるか協議をした結果、町や議会に対して、控訴を断念

するように2回にわたり申し入れしました。

しかし、町は裁判を続けるための予算案を議会に提出し、御船町議会は7対8で裁判を継続することを決めました。



福岡高等裁判所前での門前集会の様子

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

*会のホームページも是非ご覧ください。 <http://takebio.mifune.org/>



私たちは私たちのお金で 町長は税金を使って

私たちは自分たちのお金で裁判を行い、ニュースレター発行等の活動を行っています。しかし町長は私たちの税金を使って裁判を行い、最近、「行政報告書」なるものや、フルカラーで自分のプロフィール入りの「まちづくり報告書」まで発行、全戸配布しています。



(竹バイオマス事業は)甲斐町長時代から長年温められた上でようやく実現に向けて動き出した…

【住民訴訟での山本町長の主張より】

甲斐町長時代に竹バイオマス事業が議会で審議されたことは一度もありません。



竹バイオマス事業は、山本町長になってから平成20年11月の議会で初めて審議されました。甲斐前町長は竹の活用について研修などされましたが、事業については採算性がないと判断して取り組んでいません。また甲斐町長時代にも、御船竹資源開発(株)元社長から何回も要請があり、元社長の研究所があるという高知まで出向かれました。しかし、研究所と言っても看板もなく、小屋のような建物に古い機械があるだけでした。これを見て信用できない人物だと判断し、その後一切事業の話は執行部に出されることはありませんでした。

裁判費用の441万円を町長個人が負担すれば公職選挙法(寄付行為)にあたる。法律で決まっている…

【山本町長の行政報告書より】



町の控訴費用を町長が出せと言っているのではありません。町は控訴すべきではありません。判決に不服なら町長が個人の立場で控訴すべきです。



熊本地裁の判決で山本町長個人が1億円を町に返さなければならない義務が発生しました。福岡高裁での裁判は山本氏個人の財産を守る為の裁判になります。ですから、山本氏個人で裁判費用を出して裁判をするべきです。しかし山本町長は行政報告書で「法律が変わったので、控訴費用は町が負担しないと違法になる」などと弁解しています。しかし、法律が変わった後も、山本町長が個人の立場で裁判に参加できる制度(補助参加)があります。山本町長が個人の立場で裁判に参加すれば、山本町長個人が裁判費用を負担しなければなりません。町が裁判費用を負担する事が違法になります。



なんでんかんでん人のせいばかり

山本町長は、町の金で言いたい放題たいね〜

そもそも山本町長は最初から、この裁判に個人の立場で「補助参加」することが出来ました。しかし未だ「補助参加」せず、すべて町の弁護士に任せています。

町は控訴すべきではない、仮に控訴するのであれば、町長が個人の立場で裁判に「補助参加」して控訴すべきと言うのが弁護団の見解です。町が控訴せず町長が個人の立場で控訴すれば、控訴費用はすべて町長個人が負担しなければなりません。



「竹バイオマス問題住民訴訟」弁護団団長 板井俊介弁護士

失われた町税3億円は、返っていません

どうしてこのような問題が起きたのでしょうか?



どうしてこんなことになったのか…

- ・会社(御船竹資源開発)は工場も用地も事務所も事務員もなかった。
- ・予定資本額の半分しか集まらない会社だった。
- ・日本政策金融公庫からの融資が厳しいことは分かっていたのに補助金2億円を会社に支払った。
- ・日本政策金融公庫からの融資が拒絶されて、公的融資が望めなくなってからは、個人の融資に頼りながらも、その融資話が確かなものか調査もせずに、約1億円を会社に支払った。

どうすればよかったのでしょうか?

- ・23億円以上の事業ができる会社であるか見極める必要があった。
- ・日本政策金融公庫からの融資を待って補助金を出すべきであった。
- ・公的金融機関から融資拒絶があった時に補助金の取り消しをして取り戻すべきだった



あのとき、こうしていれば…

会社(御船竹資源開発)は破産手続きを行っていますので、今後会社から3億円を取り戻すことは極めて難しくなりました。

町や地球の将来を考えると、バイオマス利用は進めなければなりませんし、竹林問題も早急な対策が必要です。今回の竹バイオマス事業失敗の影響は、御船町に約3億円の損害が生じた事にとどまらず、バイオマス利用や竹林問題の対策に、悪影響をもたらす結果となってしまいました。

町長は自らの責任を認め、町も新たな一歩を踏み出すべきです。